

事務連絡
令和3年1月20日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省保険局医療課

新設の保険医療機関等においてオンライン資格確認を
導入するための手続について
(協力依頼)

日頃より、貴会におかれては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。また、日々の新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

令和元年5月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第9号)において、マイナンバーカードを健康保険被保険者証(国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証を含む。以下同じ。)として利用できるようになり、令和3年3月に「オンライン資格確認」の本格運用が開始される予定となっているところです。

今般、新設の保険医療機関等が診療開始月の月初から「オンライン資格確認」を導入できるよう、必要な手続きを整備しました。

つきましては、下記のとおり、貴会会員の皆様にご案内いただきますよう、お願い申し上げます。

記

保険医療機関等の新設を予定しており、診療開始月の月初から「オンライン資格確認」の導入を希望される方がいましたら、「オンライン資格確認の導入に向けて必要な手続き」(別添1)をご案内いただきますようお願いいたします。

また、診療開始月の月初から「オンライン資格確認」の導入を予定しており、地方厚生(支)局から受付番号*の情報提供が必要となる医療機関等においては、保険医療機関等の指定の申請に係る提出期限が別途設けられることとなります。都道府県医師会等において、地方厚生(支)局への申請の支援等を行われている場合は、ご留意いただくようお願いいたします。

(参考)

- ・ 社会保険診療報酬支払基金における仮コードの発行について（別添2）
- ・ 地方厚生（支）局における受付番号の情報提供について（別添3）

※ 受付番号について

オンライン資格確認を実施する際に保険医療機関等が利用する電子証明書は、医療機関等コードと紐付けております。

新設の医療機関等については、保険医療機関として指定されるより前には医療機関等コードを有していないことから、新設の医療機関等であって、診療開始月の月初からのオンライン資格確認の利用を希望する場合は、システム準備に用いるために、医療機関等コードの代替として活用できる「受付番号」の情報提供を受ける必要があります。